資料３

令和３年度第１次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助について（案）

１．全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助（別紙のとおり）

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者による試合会場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策や試合運営の改善による感染症対策強化に加え、多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限活用した新たな取組等への支援を行うことにより、with コロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベントの円滑かつ本格的な開催を促進する。

別紙

令和4年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【第1回公募】
交付決定一覧（案）

（円）

No	団体名	交付決定額 または 契約額
1	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	228,641,945
2	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	227,167,140
3	一般社団法人大学スポーツ協会	112,483,700
4	株式会社ジャパンサイクルリーグ	99,958,800
5	一般社団法人日本野球機構	94,836,169
6	株式会社M-1スポーツメディア	65,855,937
7	公益財団法人日本バスケットボール協会	62,102,786
8	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会	59,069,125
9	公益財団法人日本バレーボール協会	53,184,723
10	公益財団法人日本サッカー協会	36,192,255
11	株式会社ケーティーネット	34,100,000
12	一般社団法人日本ゴルフツアー機構	33,828,042
13	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ	32,625,524
14	一般社団法人日本独立リーグ野球機構	29,633,466
15	一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構	29,005,703
16	公益財団法人日本野球連盟	27,090,647
17	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	26,994,763
18	一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン	26,888,000
19	株式会社CyberFight	25,943,302
20	公益社団法人日本フェンシング協会	24,194,150
21	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	21,900,000
22	一般社団法人日本女子サッカーリーグ	21,764,994
23	一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	21,155,040
24	富士スピードウェイ株式会社	20,626,962
25	一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会	17,158,435
26	公益財団法人全国高等学校体育連盟	15,222,129
27	公益財団法人日本高等学校野球連盟	15,202,884
28	公益財団法人日本テニス協会	14,928,278
29	株式会社菅生	11,017,562
30	公益財団法人日本陸上競技連盟	10,578,000
31	株式会社中国新聞社	10,000,000
32	一般社団法人ジュニアゴルフクラブチーム連盟	9,875,250
33	一般社団法人日本サーフィン連盟	9,832,000
34	公益財団法人日本相撲協会	9,801,852
35	RKB毎日放送株式会社	9,530,022
36	一般社団法人日本ボクシング連盟	8,931,592
37	株式会社西日本新聞社	8,797,745
38	公益社団法人日本トライアスロン連合	8,482,700
39	一般社団法人ホッケージャパンリーグ	7,957,500
40	オールジャパン・プロレスリング株式会社	7,857,578
41	株式会社日本レースプロモーション	7,321,631
42	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構	7,232,500
43	公益社団法人日本ホッケー協会	7,039,976
44	株式会社CB	7,017,880
45	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	6,900,000
46	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	6,742,293
47	株式会社朝日新聞社	6,290,774
48	ホンダモビリティランド株式会社	6,129,810
49	リデットエンターテインメント株式会社	4,986,414

50	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟	4,855,946
51	公益財団法人全日本柔道連盟	4,743,916
52	公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ	4,673,471
53	株式会社新潟アルビレックスランニングクラブ	4,105,930
54	公益社団法人日本チアリーディング協会	3,682,055
55	一般社団法人日本フットボールリーグ	3,604,235
56	株式会社KD PLANNING	3,492,975
57	一般社団法人日本ボッチャ協会	3,147,037
58	一般財団法人日本ジャンプロープ連合	2,968,445
59	一般社団法人日本フットサルトップリーグ	2,752,400
60	株式会社ボーディングブリッジ	2,634,000
61	公益財団法人全日本空手道連盟	2,628,243
62	一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会	2,611,221
63	一般社団法人日本国際広報戦略機構	2,516,900
64	公益社団法人日本プロゴルフ協会	2,428,946
65	一般社団法人日本学生氷上競技連盟	2,393,423
66	公益社団法人日本女子体育連盟	2,352,500
67	特定非営利活動法人ヒーローズ	2,263,332
68	株式会社サステイン	2,092,440
69	合資会社アオヤマ	1,872,650
70	一般社団法人日本リズムダンス連盟	1,825,637
71	一般社団法人日本車いすラグビー連盟	1,763,690
72	一般社団法人日本ハンドボールリーグ	1,661,912
73	公益財団法人全日本大学野球連盟	1,584,632
74	有限会社ディープインパクト	1,390,909
75	一般社団法人日本パデル協会	1,296,000
76	DRAGONGATE株式会社	1,209,950
77	関西テレビ放送株式会社	1,199,961
78	公益社団法人日本学生陸上競技連合	1,194,000
79	株式会社Ball Beat	1,176,500
80	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会	1,062,000
81	特定非営利活動法人世界武道連盟風林火山	1,039,028
82	合同会社TWOLAPS	1,031,666
合計		1,729,333,928

令和４年度全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業

令和3年度第1次補正算額
51億円

スポーツ庁

◆趣旨・目的

多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限に活用した取組、及びその実施に必要となる感染症対策費用等を支援し、withコロナ、ポストコロナにおける全国規模のスポーツリーグ又は大会等の開催を支援する。

◆事業内容

全国規模のスポーツリーグ又は大会等（国際大会を含む）の主催者となるスポーツ団体等に対し、（１）試合開催時における感染症対策の徹底、（２）試合運営の改善による感染症対策の強化、（３）コロナ禍における体験機会の提供拡大、（４）試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援に必要な経費の一部を補助する。

【補助対象】全国規模のスポーツリーグ・国際大会等の主催者となる、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等

(1) 試合開催時における感染症対策の徹底

- ✓ 消毒液や検温に必要な機器等の購入や人員の確保、観客等への感染防止対策の周知・協力依頼を目的とした動画・ポスター・チラシの作成等、試合開催時における感染症対策の徹底についての取組を支援する。

(2) 試合の運営改善による感染症対策の強化

- ✓ 様々な技術を活用して、コンコースやトイレでの人や空気の滞留把握、入退場時の人流解析等を行い、得られた知見や必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組等を支援する。

(3) コロナ禍における体験機会の提供拡大

- ✓ リモート観戦時等における臨場感のある放送・配信用コンテンツの提供（観客と選手の交流や応援機能の付与）、スポーツ体験機会の提供など、コロナ禍においても従来と同等以上にスポーツを楽しむためのデジタル技術等を用いた取組を支援する。

(4) 試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業

- ✓ 政府からのイベント開催制限や水際措置の強化を受けて当該イベント等を中止等した場合に生じる、イベント等の主催者が負担するキャンセル費用等を支援する。

【 上記(1)～(3)の補助率・上限額】補助率：1/2以内

上限額：1,000万円（補助対象経費：2,000万円）×「“出場チーム数”と“試合会場数”のいずれか少ない方」

【上記(4)の補助率・上限額】補助率：10/10定額

上限額：＜政府又は自治体からの要請・措置により中止等を行ったもの＞2,500万円×「中止等を行った試合数」

＜上記以外で、緊急事態宣言等の対象地域内、期間内に開催予定であって中止等を行ったもの＞1,000万円×「中止等を行った試合数」

※条件の詳細は公募要領等を参照

参　照　条　文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）
第九条　（略）
２　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
３　（略）

（国の補助）
第三十三条　（略）
２　（略）
３　国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）
第三十五条　国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）
第一条　スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）
第九十二条　スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。
２　スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二　（略）
三　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
３　（略）